

仙台市野村学校給食センター
維持管理運営包括委託事業

実施方針

令和4年5月24日

仙台市

<目次>

| | | |
|-------------|-------------------------------|---------------|
| I | 実施方針の位置付け | - 1 - |
| II | 用語の定義 | - 1 - |
| III | 事業概要 | - 3 - |
| 1 | 事業内容 | - 3 - |
| IV | 事業者の募集及び選定に関する事項 | - 6 - |
| 1 | 募集及び選定の方法..... | - 6 - |
| 2 | 募集及び選定スケジュール..... | - 6 - |
| 3 | 募集及び選定の手続き..... | - 6 - |
| V | 応募に関する条件 | - 9 - |
| 1 | 応募者の構成等..... | - 9 - |
| 2 | 応募者の備えるべき参加資格要件..... | - 10 - |
| 3 | 応募に関する留意事項..... | - 11 - |
| VI | 提案に関する条件 | - 13 - |
| 1 | 本施設の立地等に関する条件..... | - 13 - |
| 2 | 事業計画に関する条件..... | - 13 - |
| VII | 優先交渉権者決定後の手続き | - 14 - |
| 1 | 基本協定の締結..... | - 14 - |
| 2 | 特別目的会社の設立等..... | - 14 - |
| 3 | 契約締結 | - 14 - |
| 4 | 次点交渉権者との協議..... | - 14 - |
| 5 | 保険 | - 14 - |
| 6 | リスク分担の方法等..... | - 14 - |
| VIII | その他事業の実施に関し必要な事項 | - 18 - |
| 1 | 情報公開及び情報提供..... | - 18 - |
| 2 | 実施方針等に関する問合せ先..... | - 18 - |

I 実施方針の位置付け

本実施方針は、仙台市野村学校給食センター維持管理運営包括委託事業の実施に向け、本市の考え方や事業概要、優先交渉権者を選定するための手順等を示すものである。

II 用語の定義

本実施方針で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

| | |
|------------------|---|
| 本市 | 仙台市をいう。 |
| 本事業 | 仙台市野村学校給食センター維持管理運営包括委託事業をいう。 |
| 本施設 | 本事業で維持管理・運営を行う対象となる仙台市野村学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯設備、植栽・外構等を含む施設のすべてをいう。 |
| 現事業 | 平成 20 年度に本施設の稼働を開始し、令和 5 年 3 月 31 日に事業期間を満了する PFI 事業（BOT 方式）をいう。 |
| 現事業者 | 現事業に関して本市と事業契約を締結している野村給食 PFI 株式会社をいう。 |
| 事業者 | 本事業の実施に際して本市と委託契約を締結し、事業を実施する者をいう。 |
| 実施方針等 | 実施方針の公表の際に本市が公表する資料一式（実施方針、添付書類及び要求水準書（案））をいう。 |
| 募集要項等 | 公募の際に本市が公表する書類一式（募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、契約書（案）及び様式集）をいう。 |
| 優先交渉権者 | 審査結果により得点の合計が最も高い提案を行った応募者であり、本市と契約に関する交渉を行う者をいう。 |
| 構成員 | 応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接又は間接に受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定しているものをいう。 |
| 協力企業 | 応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社又は構成員から直接受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わないものをいう。 |
| 代表企業 | 構成員のうち、最も高い出資を行う予定の者で、構成員を代表し応募に関する手続き等を行うものをいう。 |
| 資本面において密接な関連のある者 | 関連企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいう。 |
| 人事面において密接な関連のある者 | 関連企業の役員を兼ねている者をいう。 |
| 学校給食施設 | 学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。 |
| 保守 | 点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。 |

| | |
|----|--|
| 修繕 | 劣化した、または陳腐化した部材・部品や機器等の性能・機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる内容を除く。 |
|----|--|

III 事業概要

1 事業内容

(1) 事業名称

仙台市野村学校給食センター維持管理運営包括委託事業

(2) 対象施設

仙台市野村学校給食センター

(3) 対象施設の管理者名称

仙台市長 郡 和子

(4) 事業の目的

仙台市野村学校給食センターは、PFI事業（BOT方式）として平成20年度より運営を開始し、令和5年3月31日に事業期間を満了する。本市では、現事業終了後においても、引き続き本施設を利用し、本市内の小中学校へ安全で安心な学校給食の提供を継続していく方針である。

本事業では、民間事業者のノウハウ等を活用し、本施設における維持管理及び運営を包括的に行うことによって、公共サービスの品質向上、本市の財政負担の縮減等を図り、より良質な学校給食を効率的・効果的に実施することを目的とする。

(5) 本施設の法的位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、仙台市学校給食センター条例（昭和41年12月26日条例第36号）により設置する教育機関

(6) 事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳細は募集要項等公表時に示す。

① 事業方式

本事業は、本施設の維持管理・運営を包括的に実施する包括委託により実施する。

② 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和15年3月31日までとする。

③ 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 開業準備・引継業務

イ 維持管理業務

- a) 建物保守管理・修繕業務
- b) 建築設備保守管理・修繕業務
- c) 調理設備保守管理・修繕業務

- d) 清掃業務
- e) 植栽・外構等保守管理・修繕業務
- f) 警備業務
- g) その他関連業務（長期修繕計画作成、事業終了時の引継等を含む）

ウ 運営業務

- a) 給食調理業務
- b) 洗浄衛生管理業務
- c) 給食配送業務
- d) 残渣・廃棄物等処理業務
- e) 運営備品等更新業務
- f) 配送車両調達・維持管理業務
- g) その他関連業務（アレルギー対応食提供、光熱水費の管理、事業終了時の引継等を含む）

④ 本市が行う業務

本市が行う業務は、次のとおりである。

ア 開業準備・引継業務

- a) 現事業者からの業務開始前の引継に関する支援

イ 維持管理業務

- a) 大規模改修業務
- b) 学校内配膳室保守管理、修繕等業務

ウ 運営業務

- a) 献立作成業務
- b) 食材調達業務
- c) 検収業務
- d) 食器・食缶等調達業務
- e) 広報業務（見学者対応含む）
- f) 給食費徴収管理業務
- g) 配膳等業務（学校内における配膳室からクラスの前までの配膳に関する業務）
- h) 食数調整業務

⑤ 業務の水準

本事業において実施する業務に関し、本市が求める基準については、要求水準書として提示する。

⑥ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本市が支払う委託料とする。

本市は事業者が実施する維持管理・運営業務に対し、維持管理・運営期間にわたって委託料を支払う。委託料は物価変動があった場合には、契約に従って改定を行うことがある。

また、事業者の契約の履行状況により、本市は事業者に支払う委託料を減額又は停止することがある。

⑦ 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等（法律、政令、省令等）及び本市の条例等（条例、規則、要綱等）を遵守すること。

⑧ 事業実施に係るスケジュール

事業実施に係るスケジュールは、次のとおり予定している。

| 時期 | 内容 |
|----------------|---------------|
| 令和4年11月 | 基本協定締結 |
| 令和5年1月 | 委託契約締結 |
| 令和5年4月～令和15年3月 | 維持管理・運営（10年間） |

⑨ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、本施設を要求水準書（案）等に示す良好な状態で本市に引き継ぐこと。

⑩ 実施方針等の変更

本市は、実施方針等公表後における関係者等からの意見を踏まえ、募集要項等の公表までに実施方針等の内容を見直し、または変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を本市ホームページにて公表する。

IV 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、安全で安心な学校給食を安定的に実施できることに加え、維持管理・運営の各業務において、ノウハウを生かし、効率的かつ効果的に事業を実施することができる事業者の参加を広く募集する。

事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、透明性及び公平性の確保に留意した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。

| 日程 | 選定スケジュール |
|----------------------|-----------------------------------|
| 令和4年 5月24日（火） | 実施方針等の公表 |
| 5月24日（火）～ 6月3日（金） | 実施方針等に関する質問・意見の受付 |
| 6月17日（金） | 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表 |
| 7月上旬～中旬 | 募集要項等の公表 |
| 7月中旬～下旬 | 募集要項等に関する説明会及び施設見学会 |
| 7月上旬～8月上旬 | 募集要項等に関する質問受付 |
| 8月中旬～下旬 | 募集要項等に関する質問に対する回答公表 |
| 8月下旬～9月上旬 | 参加表明書及び参加資格審査書類の受付 参加資格審査結果の通知 |
| 9月上旬～中旬 | 提案審査書類の受付 |
| 11月中旬 | 提案に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む) |
| 11月中旬～下旬 | 優先交渉権者の決定及び公表 基本協定締結 |
| 令和5年 1月中旬～下旬 | 委託契約締結 |

※上表スケジュールが変更となった際は、本市ホームページ等により周知する。

3 募集及び選定の手続き

事業者の募集及び選定の手続きを次のとおり行う。

(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和4年6月3日（金）17:00

② 受付方法

実施方針等に関する質問・意見書（別紙）に記入の上、仙台市教育局総務企画部健康教育課（担当課）あて電子メールのファイル添付により提出すること。メールの件名は

「(事業者名) 野村学校給食センター実施方針等に関する質問・意見書」とし、メール送信後は担当課あて電話連絡し、質問・意見書の到達を確認すること。

(2) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年6月17日(金)(予定)に、本市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された意見等のうち、本市が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 募集要項等の公表

募集要項等を令和4年7月上旬～中旬に本市ホームページにおいて公表し、公募を行う。

(4) 募集要項等に関する説明会及び施設見学会

募集要項等に関する説明会及び施設見学会を令和4年7月中旬～下旬に開催する。詳細は募集要項等公表時に示す。

(5) 募集要項等に関する質問受付及び回答公表

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問のうち、本市が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがある。

(6) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付

代表企業より、参加表明書及び参加資格審査書類(以下「参加表明書等」という。)を受け付ける。

(7) 参加資格審査結果の通知

本市は、提出された参加表明書等を審査した上で、その結果を代表企業へ通知する。

(8) 提案審査書類の受付

代表企業に対し、提案審査書類の提出を求める。詳細については募集要項等公表時に示す。

(9) 提案に関する事業者ヒアリング

提案内容の確認のため、事業者に対するヒアリングを実施する。詳細については募集要項等公表時に示す。

(10) 優先交渉権者等の決定及び公表

提出された提案審査書類について、募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準に従って総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査結果は代表企業に通知するとともに、本市のホームページ等で公表する。なお、最終的に応募者がいない場合

又は優先交渉権者にふさわしい者がいない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

V 応募に関する条件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

- ① 維持管理企業
- ② 調理設備企業
- ③ 運営企業

なお、構成員には、調理設備企業・運営企業を必ず含むこと。その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認める。

想定する事業スキームは図に示すとおり。

優先交渉権者に決定した応募者は、構成員の出資により特別目的会社を設立し、本市と契約を締結する。詳細はVIIに記載する。

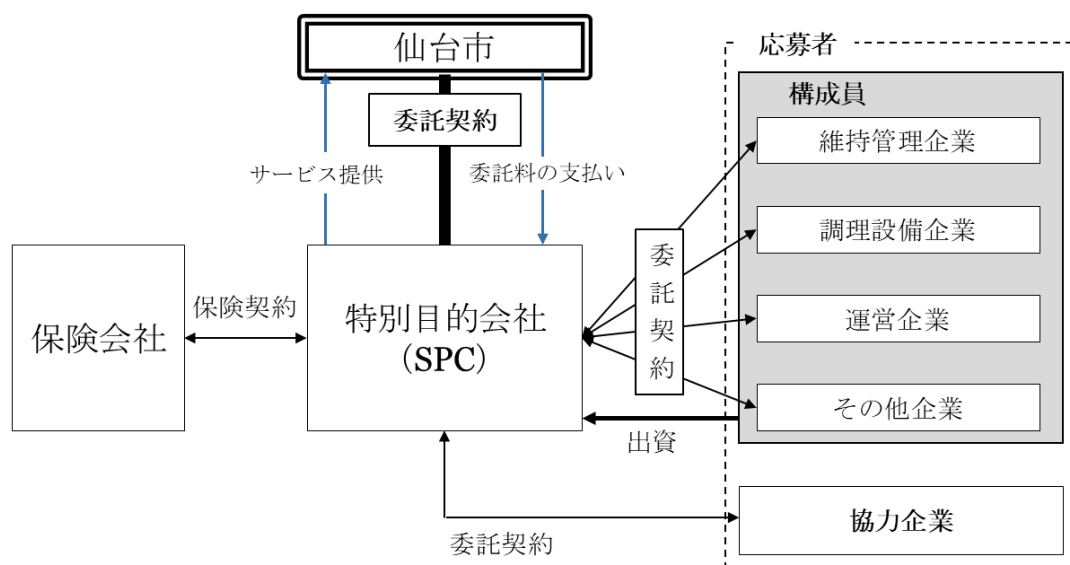


図 事業スキーム

(2) 構成員等の明示

応募者は、参加資格表明書等の提出時に、構成員（代表企業である場合はその旨も記載する）及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明示するものとする。構成員が、Ⅲ 1 (6) ③に示す事業者が行う業務を行わない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

(4) 複数応募の禁止

給食調理業務を行う企業又は代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、本市が事業者との契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 応募者の変更及び追加

参加表明書等提出以降の応募者の構成員又は協力企業の変更は、2（3）の場合等本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、以下の（1）、（2）で規定する参加資格要件を満たしていなければならない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、失格とする。

(1) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- ウ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) 学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること。
- エ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕の実務実績を有していること。
- オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - a) 8,000食/日以上ドライシステムの学校給食施設の運営業務の実績を2年以上有していること。
 - b) 令和元年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
 - c) 令和元年4月以降に学校給食施設及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に定める特定給食施設のうち1回300食以上又は1日750食以上を提供する集団調理施設において、食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

(2) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中の者。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中の者。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に

係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。

- ⑤ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者。
- ⑥ 令和4年度仙台市競争入札参加者名簿に登載されていない者。
- ⑦ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けている者。
- ⑧ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っている者。
- ⑩ 法人税、特別法人事業税、消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税を滞納している者。
- ⑪ 本事業についてアドバイザー業務に関与した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。
 - ・ 株式会社日建設計総合研究所
 - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所

(3) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件の確認基準日（以下「参加資格確認基準日」という。）は、参加資格審査書類受付締切日とする。

参加資格確認基準日から契約締結の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は、失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本市と協議のうえ、本市が当該構成員若しくは協力企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

3 応募に関する留意事項

(1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 使用言語、単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 応募に係る提出書類の取扱い

① 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は、事前に応募者と協議した上で、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

(4) 本市の提示する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、本市が提示する資料を、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

VI 提案に関する条件

1 本施設の立地等に関する条件

本施設の立地条件等は、次のとおりである。詳細については、要求水準書（案）及びその添付資料に示す。

(1) 事業用地

仙台市泉区野村字筒岫86番地

(2) 敷地面積

14,818.03㎡

(3) 建物延面積

5,573.11㎡

(4) 調理能力

最大11,000食／日

2 事業計画に関する条件

事業計画に関する条件については、次のとおりである。詳細については、募集要項等公表時に示す。

(1) 委託料

ア 本市は事業者が実施する維持管理・運営業務に対し、維持管理・運営期間にわたり、各年度の委託料を平準化し、年4回に分けて支払う。

イ 委託料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残渣処理費等に係る費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、本市と事業者が締結する契約において定める。

(2) 物価変動等による委託料の改定

物価変動等を勘案し、年1回改定検討を行う。

(3) 委託料の減額等

本市は、事業者の業務実施についてモニタリングを行い、要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。

VII 優先交渉権者決定後の手続き

1 基本協定の締結

本市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2 特別目的会社の設立等

優先交渉権者として選定された応募者は、契約締結時までに構成員の出資により本市内に特別目的会社を設立するものとする。特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。なお、本施設内に設立することは不可とする。

応募者の構成員は、特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合が最大となるようにする。また、構成員以外の者が特別目的会社に出資することは認めない。

特別目的会社の株式については、本事業の契約が終了するまで、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3 契約締結

本市は、優先交渉権者と基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、優先交渉権者が設立した特別目的会社と本事業に関する契約を締結する。

4 次点交渉権者との協議

(1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

本市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

(2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

本市は、契約締結までに優先交渉権者がV2で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 保険

特別目的会社は本事業に関連する賠償責任保険に加入することとする。詳細については、募集要項等公表時に示す。

6 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がそのすべて又は一部を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者とのリスク分担は、原則としてリスク分担表（案）によることとする。
なお、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

リスク分担表（案）

| 段階 | リスク項目 | No | リスク内容 | リスク分担 | | |
|----|-----------------------|------------|------------------------------|--|-----|-----|
| | | | | 市 | 事業者 | |
| 共通 | 政策転換リスク | 1 | 市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの | ● | | |
| | 制度 関連 リスク | 法令リスク | 2 | 本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの | ● | |
| | | | 3 | 上記以外のもの | | ● |
| | | 税制度リスク | 4 | 収益関係税以外の税制度の範囲や税率の変更に関するもの（消費税、事業所税等） | ● | |
| | | | 5 | 収益関係税の税制変更に関するもの（法人税等） | | ● |
| | | 許認可取得リスク | 6 | 許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの） | ● | |
| | 7 | | 許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外） | | ● | |
| | 社会 リスク | 住民対応リスク | 8 | 本施設の運営等に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの | ● | |
| | | 環境保全リスク | 9 | 上記以外の事業者が行う調査、修繕、維持管理・運営に関するもの | | ● |
| | | | 10 | 事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの | | ● |
| | 第三者賠償リスク | | 11 | 事業者が行う業務に起因する第三者への賠償 | | ● |
| | | | 12 | 施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償 | | ● |
| | 債務 不履行 リスク | 市の責によるもの | 13 | 市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの | ● | |
| | | | 14 | 事業者の事業放棄、破綻に関するもの | | ● |
| | | 事業者の責によるもの | 15 | 事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの | | ● |
| | 不可抗力リスク | | 16 | 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額を超える部分、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの | ● | |
| | | | 17 | 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの | | ● |
| | 物価変動リスク | | 18 | 維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減 | ● | |
| | 要求水準未達リスク | | 19 | 要求水準の不適合に関するもの | | ● |
| | 募集要項リスク | | 20 | 募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの | ● | |
| | 応募リスク | | 21 | 応募費用の負担に関するもの | | ● |
| | 契約締結リスク | | 22 | 事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合 | ●※1 | ●※1 |
| | 資金調達リスク | | 23 | 市が調達する必要な資金の確保に関するもの | ● | |
| | | | 24 | 事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの | | ● |
| | 什器備品等調達・ 納品遅延リスク | | 25 | 市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの | ● | |
| | | | 26 | 事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの | | ● |
| | コストリスク | | 27 | 物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大 | | ● |
| | 技術革新リスク | | 28 | 技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用 | ● | |
| | | | 29 | 上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用 | | ● |
| | 契約不適合リスク | | 30 | 民法に定める契約不適合に係る時効までに見つかったことに関するもの | | ● |
| | | | 31 | 民法に定める契約不適合に係る時効を過ぎて見つかったことに関するもの | ● | |
| | 施設の性能維持リスク | | 32 | 事業期間中における施設の性能確保に関するもの | | ● |
| | 施設損傷リスク | | 33 | 施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの | | ● |
| | | | 34 | 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた事故・火災等による施設の損傷 | | ● |
| | | | 35 | 第三者（本施設の利用者を含む）による施設の損傷 | ●※2 | ●※2 |
| | 修繕費コストリスク | | 36 | 事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した総修繕費（項目毎の内訳は問わない）が予想を上回ったことに関するもの | | ● |
| | 事故リスク | | 37 | 市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの | ● | |
| | | | 38 | 事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの | | ● |
| | 給食数増減リスク （需要変動リスク） | | 39 | 市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担 | ● | |
| | | | 40 | 生徒数の減少に伴う給食数の減少による運営業務自体の収益の増減 | △※3 | ● |
| | 異物混入リスク （食中毒リスク） | | 41 | 市実施の食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等 | ● | |
| | | | 42 | 検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常 | ● | |
| | | | 43 | 検収後の保存方法に起因する調達食材の異常 | | ● |
| | | | 44 | 調理時における加熱等が不十分なことに起因する異常 | | ● |
| | | | 45 | 調理、配送業務における異物混入等 | | ● |
| | | 46 | 市が実施する配膳業務に起因する配送対象校内での異物混入等 | ● | | |
| | アレルギー対応リスク | | 47 | アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、対応食対応時の献立作成ミス等による発症や突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による） | ● | |

| 段階 | リスク項目 | No | リスク内容 | リスク分担 | |
|------------|-------------|------------|--|------------------|-----|
| | | | | 市 | 事業者 |
| | | 48 | 調理段階における禁忌物質の混入による発症や配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症 | | ● |
| | | 49 | 市から事業者への情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 | ● | |
| | | 50 | 事業者内での、収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症やアレルギー児童生徒の個人情報の流失 | | ● |
| | 配送及び配膳遅延リスク | 51 | 市や食材納入業者等の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担 | ● | |
| | | 52 | 事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担 | | ● |
| | 運搬費用増大リスク | 53 | 物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など) | | ● |
| | 食器等破損リスク | 54 | 児童生徒等による通常使用時の食器等の破損に関するもの | ● | |
| | | 55 | 児童生徒等が故意に食器等を破損させた際に発生した損害 | ● | |
| | 残渣処理リスク | 56 | 児童生徒等が配膳室に返却するまでの残渣の分別 | ● | |
| | | 57 | 配膳室業務における残渣の分別 | ● | |
| | | 58 | 給食センターまでの残渣搬送及び計量 | | ● |
| | | 59 | 給食センターから処理施設までの搬送 | | ● |
| | 事業終了段階 | 事業の中途終了リスク | 60 | 市の債務不履行に起因する契約解除 | ● |
| 61 | | | 事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む) | | ● |
| 施設の性能確保リスク | | 62 | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの | | ● |
| | 移管手続きリスク | 63 | 委託契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの | | ● |

※1：契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2：事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※3：事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、委託料の見直しについて協議できるものとする。

VIII その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページにおいて公表する。

2 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

仙台市教育局総務企画部健康教育課給食事業係

住所 : 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-12

電話 : 022-214-8419

E-mail : kyo019130@city.sendai.jp

ホームページアドレス :

<http://www.city.sendai.jp/kyushokujigyo/nomura-zissi.html>